

議案第 4 3 号

北本市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について

北本市職員の修学部分休業に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 6 月 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の修学部分休業に関する条例（平成 1 9 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「1 週間を通じて 2 0 時間」を「当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1」に、「3 0 分」を「5 分」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。